

第42回大分国際車いすマラソン 実施要綱

1 目的

この大会は、日本国内及び外国・地域の身体に障がいのある方が車いすマラソンを通じて、希望と勇気をもって社会に参加する意欲を喚起するとともに、広く県民が障がいのある方についての関心と理解を深めることを目的とする。

2 名称

第42回大分国際車いすマラソン

3 主催(予定)

大分県、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟、大分市、大分合同新聞社、社会福祉法人大分県社会福祉協議会、大分県障がい者スポーツ協会

4 公認(予定)

世界パラ陸上競技連盟 (World Para Athletics)
(この大会は、WPA Approved Event として公認されている。マラソンについては、国際パラリンピック委員会(IPC)選手ライセンス登録が完了し、かつ国際クラスを保持する選手の結果及び記録のみ、WPA の公認対象となる。なお、ハーフマラソンの全結果は、WPA の公認対象ではない。)

5 主管(予定)

一般財団法人大分陸上競技協会

6 共催(予定)

株式会社大分放送

7 後援(予定)

外務省、厚生労働省、スポーツ庁、大分県教育委員会、大分市教育委員会、公益財団法人大分県スポーツ協会、一般社団法人大分県身体障害者福祉協会、社会福祉法人大分合同福祉事業団、社会福祉法人太陽の家、社会福祉法人大分県共同募金会、公益社団法人大分県理学療法士協会、NHK大分放送局、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分

8 協賛

現在、募集中

9 協力

大分県警察本部、陸上自衛隊第41普通科連隊、大分市交通指導員連合会、日本赤十字社大分県支部、国立大学法人大分大学、別府重度障害者センター、社会医療法人恵愛会大分中村病院、医療法人社団唱和会明野中央病院、大分市医師会立アルメイダ病院、社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター、大分県パラスポーツ指導者協議会

10 日 時 (予定)

令和5年11月18日(土)

9時00分～12時00分	選手受付	(大分県庁舎)
9時30分～14時00分	クラス分け	(大分県庁舎(予定))
14時00分～14時45分	オープニングイベント	
15時00分～15時30分	開会式	(ガレリア竹町ドーム広場)
15時30分～16時00分	パレード	(ガレリア竹町ドーム広場)
16時00分～16時30分	有力選手記者会見	(ガレリア竹町ドーム広場)

令和5年11月19日(日)

8時00分～9時20分	手荷物・生活用車いすの受付	(大分城址公園)
8時00分～9時20分	競技用車いすの検定、ロゴチェック	(大分城址公園)
8時00分～9時25分	ウォームアップ	(大分市役所周辺)
9時25分～9時45分	プレラインアップ	(大分市役所東側)
10時00分	マラソンスタート	(大分県庁前)
10時03分	ハーフマラソンスタート	(大分県庁前)
13時20分～	閉会式・表彰	(ジェイリーススタジアム)
18時00分～20時00分	交歓の夕べ	(レンブラントホテル大分)

11 大会開催の基準等

大会中止基準及び緊急時の対応等は、「第42回大分国際車いすマラソン危機対応マニュアル」に基づき対応する。

なお、雨天時においても原則として競技を実施する。

12 実施種目及びコース

マラソン	(42.195km)	大分市内(国際陸上競技連盟/日本陸上競技連盟公認コース)
ハーフマラソン	(21.0975km)	大分市内(国際陸上競技連盟/日本陸上競技連盟公認コース)

13 参加資格

令和5年11月19日現在、満14歳以上の者で下記の条件を満たす者とする。

【マラソン】

- ①国内選手については、身体障害者手帳を所持する車いす使用者、かつ日本パラ陸上競技連盟に登録した者で、主催者が認定した者
- ②外国・地域選手については、車いす使用者、かつ各国の国際パラリンピック委員会に加盟した団体、又はそれに該当する団体に登録した者で、主催者が認定した者

【ハーフマラソン】

- ①国内選手については、身体障害者手帳を所持する車いす使用者で、主催者が認定した者
- ②外国・地域選手については、車いす使用者で、主催者が認定した者

14 参加料

マラソン5,000円、ハーフマラソン1,000円とする。

15 競技規則

World Para Athletics 競技規則(大会開催日に適用となる最新のWPA競技規則)及び別に定める本大会競技注意事項等による。

参加するすべての選手にWPA競技規則の広告に関する規程が適用される。

16 クラス分け

- (1) マラソン、ハーフマラソンとも、T51、T33/52、T34/53/54の3クラスに分ける。
- (2) クラス分けが必要な選手については、大会前日の受付会場において判定する。
なお、この大会で行われるクラス分けは、日本国内では有効であるが、WPAの国際クラスとしては承認されるものではない。

17 ドーピング検査

本大会では、ドーピング検査を実施する。

18 表彰

- (1) マラソン・ハーフマラソンとも男女別・クラス別に1位から3位を表彰する。
- (2) マラソンにおいて一定以上の成績をあげた選手に対して、賞金を授与する。金額については、別に定める。
- (3) 順位決定及び賞金の授与には、WPAにおける公認や選手登録の有無は影響しない。

19 申込方法

申込方法は以下のいずれかとする。

- ① 公式ホームページの電子エントリーフォームによる申込み。
 - ② 参加申込書に必要事項を明記し、顔写真2枚を添付の上、大会事務局あて郵送またはメールにて送付する（当日消印有効。なお、メールによる参加申込書の送付の場合は、顔写真の画像ファイルを1枚添付すればよい）。
- ※①、②ともに、参加申込みの締切は、令和5年8月31日（木）までとする。

20 競技中の事故

競技中の事故により負傷した場合、応急処置は主催者において実施するが、治療費は原則として選手の負担とする（健康保険証を持参すること）。

21 選手及び競技運営関係者を対象とする保険への加入

競技中の事故等に備え、主催者において、選手及びスタッフ等を対象とする保険に加入する。保険の内容については、別途示すこととする。

22 個人情報の取扱い

主催者及び大会事務局は個人情報保護に関する法令を遵守する。

なお、取得した個人情報は参加資格の審査、プログラム編成及び作成、応援チラシ等の印刷物の作成、報道機関からの問い合わせ、広報活動、記録発表、感染予防対策、並びにその他競技運営に必要な用途に限り利用する。

23 大会事務局

大会事務局は、大分県福祉保健部障害者社会参加推進室内、大分県障がい者スポーツ協会に置く。

所在地 〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

電話番号 097-533-6006

F A X 097-506-1736

第42回大分国際車いすマラソン事務局メールアドレス

kurumaisu-marathon@pref.oita.lg.jp

第42回大分国際車いすマラソンホームページURL（アドレス）

www.kurumaisu-marathon.com

第42回大分国際車いすマラソンスケジュール

	11月18日(土)	11月19日(日)
8:00		↑ 00 ウォームアップ
9:00	↑ 00 選手受付 ※クラス分け不要 (大分県庁舎本館)	↓ 25 選手整列開始 40 交通規制開始 57 スタート地点整列完了
10:00	↑ 00 選手受付・クラス分け ※クラス分け要 (大分県庁舎本館)	↑ 00 マラソンスタート 03 ハーフマラソンスタート
11:00		45 ハーフ トップフィニッシュ見込 20 マラソン トップフィニッシュ見込
12:00		↓ 10 ハーフ フィニッシュ地点閉鎖
13:00		↓ 00 マラソン フィニッシュ地点閉鎖
14:00	↑ 00 オープニングイベント (ガレリア竹町ドーム広場) ↓ 45	↑ 20 閉会式(表彰式) (ジェイリーススタジアム) ↓ 20
15:00	↑ 00 開会式 30 (ガレリア竹町ドーム広場) ↓ 30 パレード	
16:00	↓ 00 (ガレリア竹町ドーム広場) ↑ 00 有力選手記者会見 ↓ 30 (ガレリア竹町ドーム広場)	
17:00		
18:00		↑ 00 交歓のタバ (レンブラントホテル大分) ↓ 00

第42回大分国際車いすマラソン 危機対応マニュアル

I 趣旨

このマニュアルは、第42回大分国際車いすマラソンの中止基準及び緊急事案発生時の対応について、大会本部、関係者の対応に必要な事項を定めるものとする。

II 大会中止基準

- (1) 大分地方気象台が、大分市に警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮）を公表したとき又は発表するおそれがあるとき。
- (2) 県内で震度5強以上の地震を観測し、大分県に災害対策本部が設置されたとき。
- (3) 県内に津波警報（大津波）が発表され、大分県に災害対策本部が設置されたとき。
- (4) その他の災害で大分県に災害対策本部が設置されたとき。
- (5) コース上で大規模な事故、事件、火災、ガス漏れ、水道管破裂、道路陥没、停電等により、レース運営に支障を来す事案が発生したとき。
- (6) 全国瞬時警報システム（Jアラート）が発令され安全確保ができないとき。
- (7) 国内で大災害が発生したとき、又は社会的に大きな事件等大会の開催が困難となる事象が発生したとき。
- (8) ただし、上記（1）～（7）の場合であっても、大会会長が実施可能と判断し、大会を開催する場合がある。

III 判断方法（レース前）

大会事務局により、下記の日程で開催検討会議を逐次実施し開催の可否について検討する。

なお、検討にあたっては、大会技術代表及び競技役員総務の意見を反映すること。

① レース7日前

② レース前日 午前10時

③ レース当日 午前4時 最終決定は開催検討会議の結果をふまえ、大会会長が判断する。

IV 緊急事案発生時の対応

大会期間中に緊急事案が発生し、又は発生するおそれがある場合は、大会本部及び関係者において、事態に対処するものとする。

(1) 想定される緊急事案の種類

事案の態様	種別
自然災害	① 風雨 ②地震 ③津波 ④噴火 ⑤その他大規模な災害
大規模な事件等	⑥弾道ミサイル発射 ⑦爆破 ⑧無差別テロ ⑨毒劇物散布（異臭騒ぎ含む） ⑩各事案の予告 ⑪不審物（者）の発見 ⑫パンデミック

大規模な事故	⑫爆発 ⑬火災 ⑭ガス漏れ ⑮水道管破裂 ⑯道路陥没 ⑰停電
--------	-----------------------------------

(2) 対処行動

緊急事案が発生した場合は、迅速かつ的確に以下の措置を講ずる。

ア 大会関係者等への情報伝達と避難準備

大会本部は大会関係者等に対し、発生した緊急事案を正確に伝えるとともに、混乱をきたさないよう、場内放送、無線及び携帯電話による周知、大会協力者の口頭、その他あらゆる手段により、大会関係者等に対して周知を図り、必要に応じて避難準備等を促すものとする。

イ 選手及び観客への情報伝達と避難準備

緊急車両、最終通告車等によるアナウンス並びにコース付近での大会協力者の口頭など、その他あらゆる手段により選手及び観客に対して周知を図り、必要に応じて避難準備等を促すものとする。

ウ 救護活動

負傷者が発生した場合は、可能な範囲で身元確認に努めるとともに、安全な場所に誘導し、到着した消防（救急隊）に引き継ぐものとする。

エ 避難誘導及び残留者の確認

避難誘導に際しては、避難行動の支障となる物品を撤去し、安全確保対策を行うとともに、自らの行動に制約のある障がい者、乳幼児等、避難行動要支援者に配慮を行いながら、誘導するものとする。

なお、避難誘導中に負傷者又は逃げ遅れた者を発見した場合は、大会関係者が相互に連携し、救護又は誘導に努めるとともに、対応が不可能と判断した場合は、速やかに警察・消防に引き継ぐものとする。

オ スタート後のレース中止による選手の収容

コース上の選手を収容し、収容車ほかコース配置車両を総動員して大分市営陸上競技場又は大会本部が指定する場所に帰着させる。

第42回大分国際車いすマラソン 競技注意事項

本大会は、World Para Athletics 競技規則（大会開催日に適用となる最新の WPA 競技規則）及び競技注意事項等により実施する。

■競技注意事項

- 1 本大会は、マラソン、ハーフマラソンを実施する。
- 2 マラソンとハーフマラソンのスタートは、時間差スタートとし、時間差は3分とする（男女共通）。
- 3 競技者は、衣類及び車いすについて、WPA 競技規則の広告に関する規程を遵守しなければならない。
- 4 競技者は、スタートラインからフィニッシュラインまで、コース内の決められた走路を走行する。
- 5 競技者は競技役員の許可を得て、かつその監督下にある場合は、コースを離れたことにより走行距離が短くならないことを条件に示されたコースを離れることができる。
- 6 本大会では、種目（マラソン・ハーフマラソン）、クラス又は性別の異なる選手の背後を5m以内の距離で追走する行為（ドラフティング）を禁止する。
- 7 競技者が走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
- 8 競技者は、ヘルメットを着用しなければならない。
ヘルメットは外殻が固く、保護性に優れ、国際安全基準(スネル規格 b-84/90/95、BSI6863、EN1078 等)を満たしていなければならない。
- 9 競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員及び警察官による介助のみ受けられる。ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。
- 10 競技中における車いす修理の援助は原則行わない。また、修理に必要な器具等の提供、貸与は行わない。
- 11 審判長または医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。
- 12 競技者は、競技役員及び警察官の指示に従わなければならない。
- 13 競技者は競技中、下肢のいかなる部分も地面又はトラックに接触してはならない。
- 14 クラス分けについては、別紙の国際クラス分け表による。

15 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。なお、日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。

16 関門の制限時間を次のとおり設ける。

(マラソンの部)

第一関門(約3km)……………19分00秒
1.5km地点……………1時間00分00秒
2.5km地点……………1時間45分00秒
3.5km地点……………2時間25分00秒
フィニッシュ地点………3時間00分00秒

(ハーフマラソンの部)

第一関門(約3km)……………19分00秒
1.0km地点……………57分00秒
1.5km地点……………1時間27分00秒
2.0km地点……………1時間57分00秒
フィニッシュ地点………2時間07分00秒

制限時間を超えた競技者は、関門に到達していなくても、直ちに収容車に収容する。

17 水の供給については、次のとおりとする。

(1) 給水所を次のとおり設ける。

マラソンの部……………7km(2.6km地点を兼ねる)、1.3km(3.1kmを兼ねる)、
1.8km(3.6km地点を兼ねる) 地点付近
ハーフマラソンの部…7km、1.3km地点付近

(2) 主催者が用意するものは水だけとし、その他の飲料は用意しない。

(3) 競技者は、主催者が設けた各給水所以外で他人から飲食物やスポンジなどを受け取った場合は、失格とする。なお、主催者が設けた場所では、競技役員から手渡しで給水を受け取ることは可能とする。

(4) 各給水所にて、競技者に対する霧吹きによる水の噴霧を行う。
希望する競技者は各給水所にて競技役員に申し出ることとし、噴霧は競技役員が行い、各給水所以外の場所では行わない。

18 車いすについては、次のとおりとする。

(1) 車いすは2つの大きな車輪と1つの小さな車輪から成るものとし、小さな車輪は、車いすの前方になければならない。

(2) すべての車いすは、安全の目的から、機能的な(制動制御)ブレーキシステムを備えていなくてはならない。

(3) 車いすのフレームのいかなる部分も前輪の車軸を超えて前方に突き出ているはならず、さらにフレームおよびその付属品の幅はリムの傾斜面より広くてはならない。車いすフレーム底部の地面からの高さは、50cm以内とする。

- (4) 車いすのいかなる部分も後輪の最後部を結んだ垂直面から後方に突き出ているとはならない。
- (5) 後輪、前輪の直径は十分に空気を入れたタイヤを含んでそれぞれ70cm、50cmを超えてはならない。
- (6) 各大輪には平らで円形のプッシュリムをただ1つ付けることができる。ただし、この規則は選手受付時に実施するクラス分けの結果と技術代表の判断があれば、片腕で車いすを操作する競技者のためにこの規則を変更できる。
- (7) 車いすを推進するいかなる機械的ギアやレバーも使用してはならない。
- (8) 트랙及び道路競技ではミラーの使用を禁止する。
- (9) 機械的操縦装置は腕で操作するもののみ認める。
- (10) 競技者は前輪を手動で左右に動かすことができなければならない。
- (11) フェアリングの使用又は空気力学的な能力を向上させるように特別に設計された車いすやそれに類似した装置の使用は禁止する。
- (12) 車いすは招集場で測定を受ける。いったん検査を受けた車いすであっても、競技開始前または終了後に競技役員が再検査することがある。
- (13) 前述の全ての規則に従うのは競技者の責任であり、いかなる競技も競技者が車いすを調整するために遅れることがあってはならない。
- (14) 車いす後部に転倒防止を目的としたキャスターの取り付けについて、ハーフマラソンに出場する T51 クラスのみ、取り付けを認める。

19 アスリートビブス(旧ナンバーカード)について

アスリートビブスは配布された形で着用しなければならず、切ったり折りたたんだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならないが、風通しをよくする目的で、文字や数字の部分を避けて穴をあけることは可能とする。

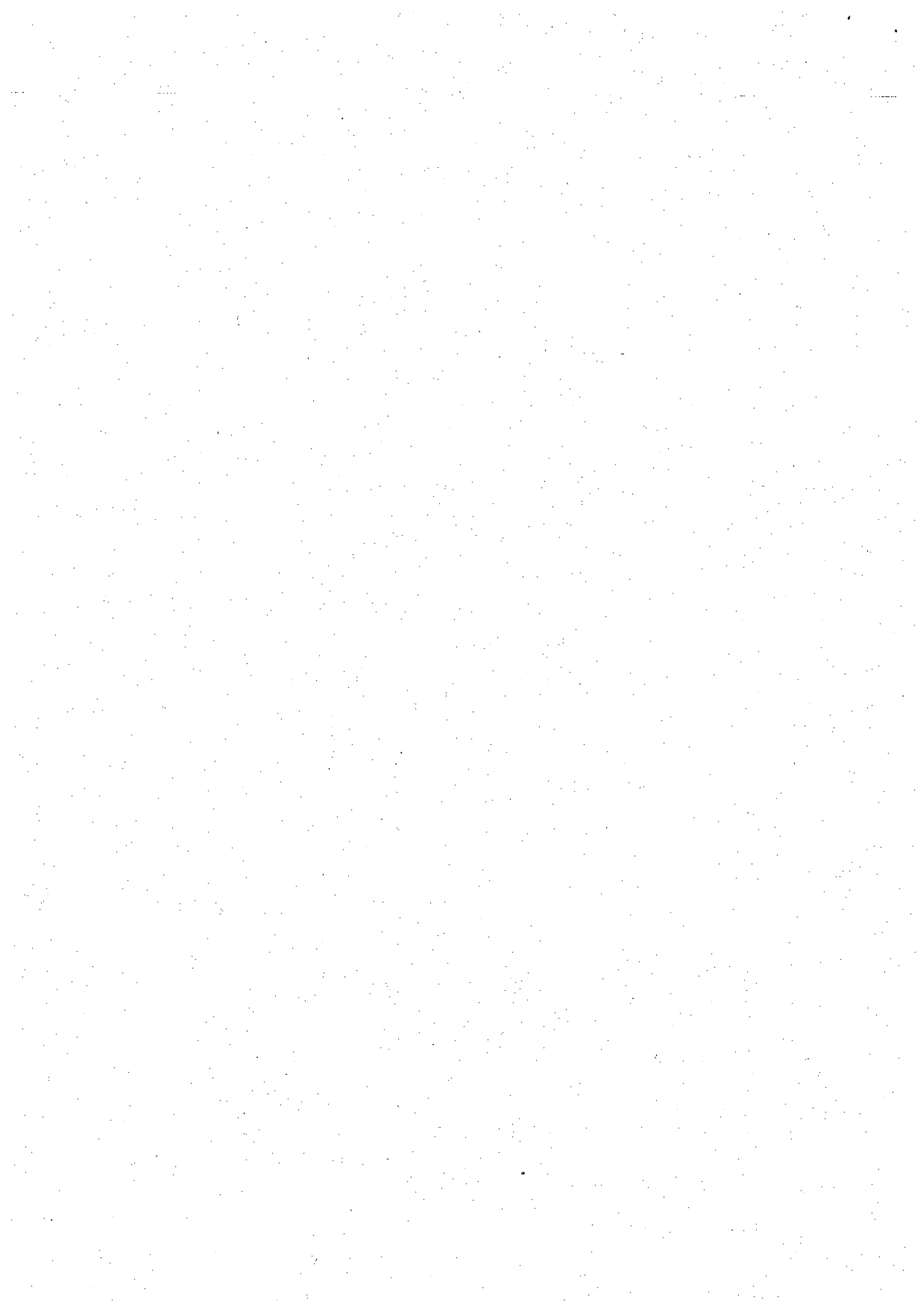
20 撮影機器について

競技者は、競技区域内に小型カメラ、携帯電話等の撮影が可能な機器(静止画、動画問わず)を持ち込んではいならない。競技区域内とは、ウォーミングアップ区域及びプレラインアップからフィニッシュエリア(芝生内)までの区域を指す。ただし、TDの許可を得た場合を除く。

21 下記については、助力行為とみなさずに許可する。

身体保護及び/あるいは医療目的のあらゆる身体保護具(包帯、絆創膏、ベルト、支持具、冷却機能付きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等の呼吸器具。ただし、医療目的の身体保護具については予め競技役員の許可を得ること。)

競技者本人が携帯もしくは着用して使用する心拍計、速度・距離計、ストライドセンサー、その他類似の機器。ただし、他者との通信に使用不可能なものに限る。



(別紙) 国際クラス分け表

T32

このクラスの選手は通常、肘関節屈曲、手関節背屈の筋力がグレード5あり、肩関節の筋は筋力低下がみられ、特に大胸筋や上腕三頭筋の筋力はグレード0~3である。通常、体幹の筋力は機能しない。

肘関節の屈筋と、手関節の背屈筋を用いて駆動する。膝の上に顎を置いて、体幹を真っすぐにして座っている。脊髄損傷の神経残存レベルC5-6レベルと同等の活動制限がある。

T33

四肢麻痺、三肢麻痺、重度の片麻痺—中等度（非対称性または対称性）の四肢麻痺、またはより機能の良い側の障害上肢にほぼ完全な筋力があり車いすを使用する重度の片麻痺。選手がより機能の良い側の障害上肢にほぼ完全な機能を持つ片麻痺か三肢麻痺の状態を呈しない限り、このクラスにアテトーゼの選手が含まれることは稀である。自立して車いすを推進することができる。上肢—少なくとも障害のある上肢は伸展とフォロースルーの制限がある痙性グレード2の中等度の制限。障害のある手が円筒状と球状の握りを示すことがある。

体幹—車いすを力強くプッシュする時、前方への体幹の動きは、伸展痙性によってしばしば制限される。痙性グレードは2。

下肢—痙縮グレード3~4。いくつかの明らかな機能が、トランスファー時に観察することができる。介助または歩行支援用具を使って歩行ができるかもしれないが、短距離のみである。

T33とT34の違いは、車いす駆動時の体幹の動きと、手の機能が重要である。もしも、駆動動作時に、すばやい体幹運動を使うこと、または上肢運動の明らかな非対称性、もしくは握りとリリースに非常に貧しい能力を示した場合は、クラスT33である。

片上肢で車いすを駆動する場合、ロングストロークや素早い握り、リリースを行っていても、T33である。

T52

このクラスの選手は通常、肩・肘・手関節の筋力は正常である。手指屈伸筋力は手内筋の萎縮を伴って正常ではない。駆動には肩・肘・手関節を用いている。通常、体幹筋力は機能しない。T53、T54のクラスと同じようなグローブテクニックを用いる場合もある。脊髄損傷の神経残存レベルC7-8と同等の活動制限がある。

T34

T34

両麻痺— 中等度から重度。上肢と体幹の障害（制限と問題）は最小限で機能は良好。

上肢— 上肢は、多くの場合、正常の機能を示す。関節可動域の最小限の制限があるが、ほぼ正常なフォロースルーが可能で、投げたり、駆動もほぼ正常である。手の機能は正常で、すべてのスポーツで見られるように、つかみやすい握りが可能である。制限があるとすれば、早く細かい運動で見られる。両麻痺は上肢よりも下肢の方がより痙性が強い。痙性グレード1～2。手、上肢、体幹を機能的に動かすことが可能である。

体幹— 痙縮グレード1～2。車いす駆動時の体幹の動きは最小限の制限。いくつかの選手は疲労で痙性が増強することもあるが、適切なポジショニングで克服することができる。立位時、バランスは補助器具を使用しても不良（poor）である。

下肢— 中等度から重度。両下肢とも痙性グレードは3～4。通常、補助具を使用せずに長距離歩行はできない。車いすの駆動では長く、力強い駆動、素早い把持とリリースが可能である。しかし、手の細かい動きが影響を受けるかもしれない。駆動時に、これらの細かな動きは必須ではない。体幹の前方および後方の強い動きは、上肢のストロークをサポートしている。これらの体幹運動が起こらない場合には、体幹はバランスが取れており、上肢の動きのための安定性を提供している。車いすは曲線を走行する時、体幹はバランスを崩すことはない。

T53

このクラスの選手は、正常な上肢機能を持ち、腹筋と下部の背筋は機能しない。腹筋の機能を補うために、体幹を水平に近づけるといった様々なテクニックを用いる。一般的に加速の時には、体幹を下方に保持しておくための腹筋の機能がないため体幹は膝から離れて起きる；駆動中、下方への自動的な体幹の運動はみられない。大抵の場合、代償機能を調整するために駆動サイクルは制限される。脊髄損傷の神経残存レベルT1-7と同等の活動制限がある。

T54

このクラスの選手は、正常な上肢筋力を持ち、体幹をコントロールする能力は部分的なものから正常までの幅を持っている。このグループの選手の中には有効な下肢の筋力を持っている選手もいることがある。リムに駆動の力が加えられた時に、体幹を下方に保持するための正常な体幹コントロールができる。大抵の場合、駆動時のサイクルはスムーズである。

車いす上で身体を起き上がり、回旋する筋力を加えることによって車いすの方向転換をすることができる。脊髄損傷の神経残存レベル T8-S4 レベルと同等の活動制限がある。

(※) 上記は、日本版クラス分けマニュアルから抜粋したものであり内容が一部異なる場合があります。詳しくは、日本パラ陸上競技連盟ホームページにて最新版をご参照になるか、大会事務局までお問い合わせください。

<http://jaafd.org/contents/code/committee3>